

平成 29 年 10 月の会員及び連携会員の改選に係る基本的事項（案）

日本学術会議会則第 8 条第 6 項の規定に基づき、下記の基本的事項について、幹事会に付議することといたしたい。

記

1 会員候補者及び連携会員候補者の推薦・選考に関する事項

推薦・選考の全体像（図）は、別紙 1 のとおりとする。

- ① 会員及び連携会員（推薦者）に対し、別に幹事会が定める推薦書により、推薦を求めることとする。
 ※推薦者が会員又は連携会員のどちらの候補者として推薦するかを明示するため、推薦書にそれを記入する欄を設けることとする。
 ※会員の候補者として推薦された者は、連携会員の候補者としても推薦された者とみなすこととする。
- ② 第 22・23 期（H29.9 末任期満了）の連携会員は、自動的に、次期の会員・連携会員の選考の候補者とする。
 ※本人に、就任意思の確認と現在の本人情報（推薦書の記載項目のうち候補者情報に係る項目とする。以下同じ。）を求めることとする。
 ※年齢により選考対象とならない者及び会員経験者を除く。
- ③ 第 23・24 期（H32.9 末任期満了）の連携会員は、自動的に、次期の会員の選考の候補者とする。
 ※本人に、就任意思の確認と現在の本人情報を求めることとする。
 ※年齢により選考対象とならない者及び会員経験者を除く。
- ④ 第 22・23 期（H29.9 末任期満了）の会員は、自動的に、次期の連携会員の選考の候補者とする。
 ※本人に、就任意思の確認と現在の本人情報を求めることとする。
 ※補欠の会員は、1 回に限り再任されることができるので、年齢により、次期の会員・連携会員の選考の候補者とする。

2 会員及び連携会員からの推薦に関する事項

- ① 候補者の推薦可能人数は、日本学術会議の運営に関する内規第 6 条第 4 項のとおり、会員及び連携会員の候補者合わせて 5 名以内とし、うち会員候補者は 2 名以内とする。
 ※推薦に当たっては、新たな領域・学際的な分野、女性の数、地域バランス、産業界・実務家の属性、若手研究者等に配慮することを求めることとする。
- ② 会員候補者は、6 年の任期を務められる者（発令時に 64 歳未満の者）が望ましいが、原則として、少なくとも 1 期（3 年）以上在任できる者（発

令時に 67 歳未満の者) を対象とする。

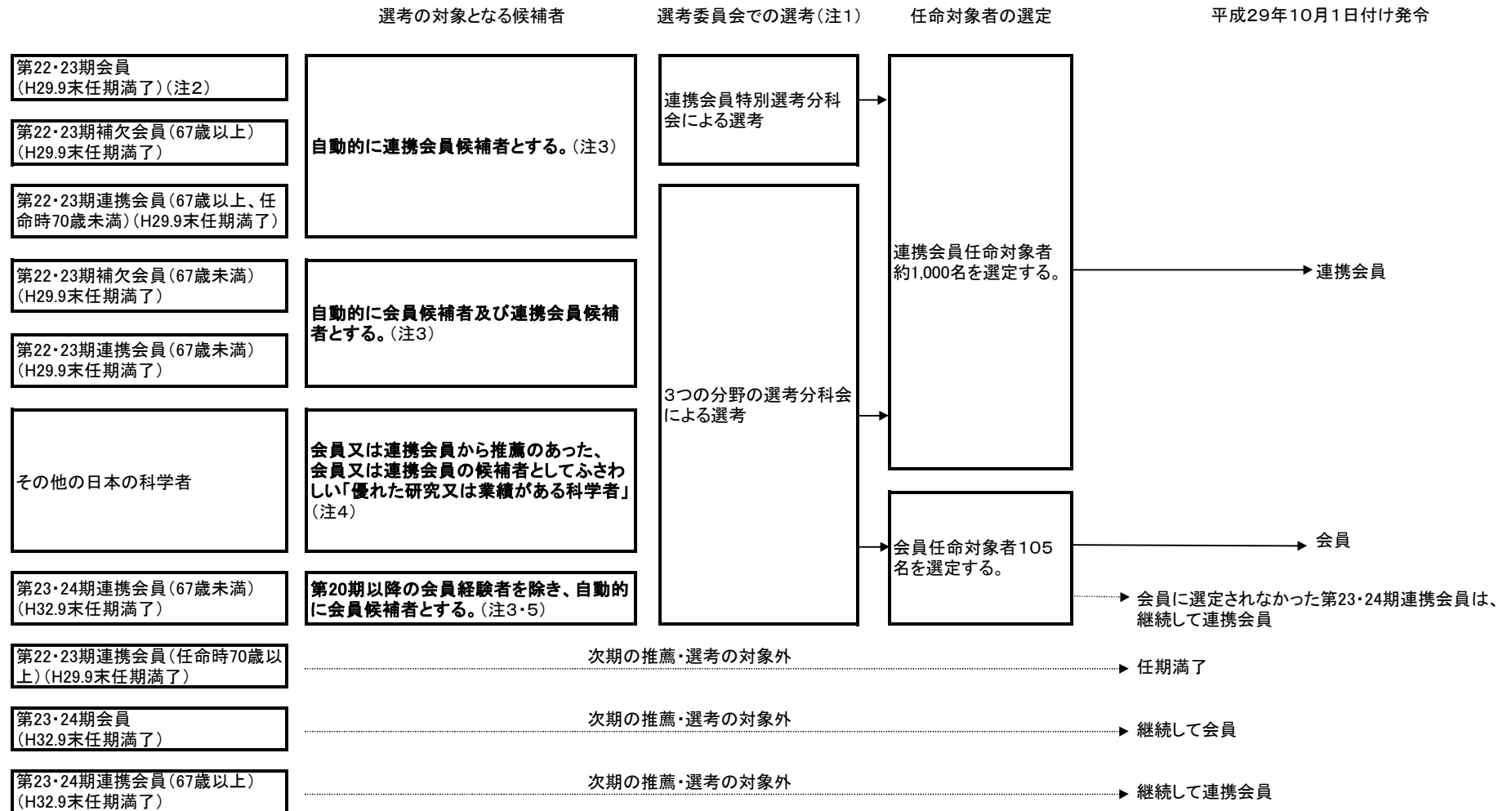
※この旨は会員・連携会員にあらかじめ周知することとする。

- ③ 推薦書の記載項目のうち候補者情報に係る項目については、候補者本人に記入を依頼することとする。

3 協力学術研究団体から情報提供を求めることに関する事項

平成 29 年 10 月の改選においては、日本学術会議会則（平成 17 年 10 月 24 日日本学術会議規則第 3 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、協力学術研究団体に対し、会員又は連携会員の候補者に関する情報を求めることとする。その際、別紙 2 の事項を踏まえるものとする。

平成29年10月の改選における会員・連携会員候補者の推薦・選考について



※ 年齢は、平成29年10月1日現在。
任命時70歳未満(70歳以上)とは、
第22期に任命された時点の年齢
を示す。

- (注1) 協力学術研究団体から提供された情報は、審議の参考情報とする。
(注2) 第23期内に定年になる者を除く。(定年又は任期満了により退任する会員の連携会員への就任について(平成18年6月22日幹事会申合せ)による)
(注3) 本人に候補者となる意思確認と現在の本人情報を求める。
(注4) 推薦書に、会員又は連携会員のどちらの候補者として推薦するかを記入する。
会員の候補者として推薦された者は、連携会員の候補者としても推薦された者とみなす。
(注5) 第20期のみ(任期3年)の会員は会員候補者となる。

協力学術研究団体からの候補者情報の提供について

平成29年10月の日本学術会議会員及び連携会員の改選においては、日本学術会議会則第36条第4項の規定に基づき、協力学術研究団体に対し、会員又は連携会員の候補者に関する情報提供を求めることとする。その際、下記の事項を踏まえるものとする。

これは、選考委員会における審議の参考情報として用いるものであって、協力学術研究団体から直接推薦を求めるものではない。

記

1 当該情報の活用方法

協力学術研究団体から提供を受けた情報は、選考委員会限りとし、候補者の名簿を作成するための「その他の情報」(会則第8条第2項)として取り扱う。

2 候補者情報の区分

日本学術会議の会員及び連携会員としてふさわしい「優れた研究又は業績がある科学者」の情報を提供してもらう。

3 情報提供可能人数

1 協力学術研究団体につき6名以内とする。なお、女性の人数については、次のとおりとする。

提供数	うち女性の数
1, 2名	0名以上
3名	1名以上
4～6名	2名以上

※ 第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、平成32年(2020年)に日本学術会議の会員及び連携会員に占める女性の割合を30%とする成果目標が掲げられていることから、3名以上の情報提供がある場合、女性の数を3割以上とすることとした。

4 協力学術研究団体から求める情報の範囲

- ① 氏名(漢字、ふりがな)
- ② 生年月日(年齢)、性別
- ③ 現職名
- ④ 都道府県(勤務地)
- ⑤ 専門分野(科研費の細目から選択)

※より詳しい情報が必要な場合は、選考委員会(分科会を含む。)が調査を行うものとする。

5 協力学術研究団体への情報の求め方

- ① 会長から、協力学術研究団体の長に依頼する。
- ② 依頼に当たっては、あくまで「情報提供」であり、「推薦」でないことを注意喚起する。このため、協力学術研究団体は、情報提供される科学者本人の了解をとらないものとする。
- ③ 情報提供の主体は、協力学術研究団体とし、個人からの情報提供は認めない。
- ④ 候補者1名に対し複数の情報提供があっても選考過程に差異はない。
- ⑤ 現会員及び現連携会員は、自動的に選考の候補者となることから情報提供は不要である。
- ⑥ 協力学術研究団体は、提供される情報の取扱いに十分注意するとともに、外部への公表等を控えることとする。
- ⑦ 提出方法
内閣府共通意見等登録システム（N o p i システム）を利用する。
- ⑧ 依頼時期
会員・連携会員が推薦を行う時期と同時期に行う。

6 選考結果等

- ① 選考結果は、協力学術研究団体に対し、個別に報告しない。（発令の結果を確認いただくことになる。）
- ② 協力学術研究団体からの選考に関する問合せには応じない。
- ③ 就任意思の確認等を行う場合は、選考委員会（分科会を含む。）が科学者本人に対し個別に行う。

（参考条文）

○日本学術会議会則（平成17年10月24日日本学術会議規則第3号）（抄）

（会員及び連携会員の選考の手続）

第8条 会員及び連携会員（※特任連携会員を除く。）は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会（※選考委員会）に推薦することができる。

2 前項の委員会（※選考委員会）は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。

3～6 （略）

（日本学術会議協力学術研究団体）

第36条 （略）

4 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、会員又は連携会員の候補者に関する情報等を提供することができる。

5～6 （略）

提案 2 ※取り下げ

選考委員会運営要綱改正（案）

提案 3

選考委員会運営要綱（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定のように改める。

改 正 後			改 正 前		
(略)			(略)		
(分科会)			(分科会)		
第 2 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。分科会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会の設置について幹事会に提案する。			第 2 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。分科会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会の設置について幹事会に提案する。		
分科会	調査審議事項	構成	分科会	調査審議事項	構成
連携会員特別選考分科会	現に活動する期の末日をもって任期が満了する会員に係る連携会員候補者の選考に関すること	委員会の委員のうち、現に活動する期の末日までに会員を退任する又は会員としての任期が満了する委員以外の者	連携会員特別選考分科会	平成 26 年 9 月 30 日に任期が満了する会員に係る連携会員候補者の選考に関すること	委員会の委員のうち、平成 26 年 9 月 30 日までに会員を退任する又は会員としての任期が満了する委員以外の者
人文・社会科学選考分科会	現に活動する期が満了する月の翌月の改選に向けた会員候補者及び連携会員候補者の選考のうち、人文・社会科学分野に関すること	第一部の会員のうち、副会長、役員、委員会の委員並びに分野別委員会の委員長及び副委員長	人文・社会科学選考分科会	平成 26 年 10 月の改選に向けた会員候補者及び連携会員候補者の選考のうち、人文・社会科学分野に関すること	第一部の会員のうち、副会長、役員、委員会の委員並びに分野別委員会の委員長及び副委員長
生命科学選考分科会	現に活動する期が満了する月の翌月の改選に向けた会員候補者及び連携会員候補者の選考のうち、生命科学分野に関すること	第二部の会員のうち、副会長、役員、委員会の委員並びに分野別委員会の委員長及び副委員長	生命科学選考分科会	平成 26 年 10 月の改選に向けた会員候補者及び連携会員候補者の選考のうち、生命科学分野に関すること	第二部の会員のうち、副会長、役員、委員会の委員並びに分野別委員会の委員長及び副委員長
理学・工学選考分科会	現に活動する期が満了する月の翌月の改選に向けた会員候補者及び連携会員候補者の選考のうち、理学・工学分野に関すること	第三部の会員のうち、副会長、役員、委員会の委員並びに分野別委員会の委員長及び副委員長	理学・工学選考分科会	平成 26 年 10 月の改選に向けた会員候補者及び連携会員候補者の選考のうち、理学・工学分野に関すること	第三部の会員のうち、副会長、役員、委員会の委員並びに分野別委員会の委員長及び副委員長
(略)			(略)		

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

選考委員会分科会の設置について

分科会等名 : 連携会員特別選考分科会

1	所属委員会名	選考委員会
2	委員の構成	選考委員会の委員のうち、 <u>現に活動する期の末日までに</u> 会員を退任する又は会員としての任期が満了する委員以外の者
3	設置目的	平成29年10月の改選に向けた会員候補者及び連携会員候補者の選考のうち、平成29年9月30日に任期が満了する会員に係る連携会員候補者の選考実務（候補者の審査）を行うことを目的として分科会を設置する。
4	審議事項	<u>現に活動する期の末日をもって</u> 任期が満了する会員に係る連携会員候補者の選考に関すること
5	設置期間	時限設置 平成29年1月1日～平成29年9月30日
		常設
6	備考	

※調査審議事項及び委員の構成の変更

選考委員会分科会の設置について

分科会等名 : 人文・社会科学選考分科会

1	所属委員会名	選考委員会
2	委員の構成	第一部の会員のうち、副会長、役員、選考委員会の委員並びに分野別委員会の委員長及び副委員長
3	設置目的	平成29年10月の改選に向けた会員候補者及び連携会員候補者の選考のうち、人文・社会科学分野に関する選考実務（候補者の審査）を行うことを目的として分科会を設置する。
4	審議事項	現に活動する期が満了する月の翌月の改選に向けた会員候補者及び連携会員候補者の選考のうち、人文・社会科学分野に関すること
5	設置期間	時限設置 平成29年1月1日～平成29年9月30日
		常設
6	備考	

※調査審議事項の変更

選考委員会分科会の設置について

分科会等名 : 生命科学選考分科会

1	所属委員会名	選考委員会
2	委員の構成	第二部の会員のうち、副会長、役員、選考委員会の委員並びに分野別委員会の委員長及び副委員長
3	設置目的	平成29年10月の改選に向けた会員候補者及び連携会員候補者の選考のうち、生命科学分野に関する選考実務（候補者の審査）を行うことを目的として分科会を設置する。
4	審議事項	現に活動する期が満了する月の翌月の改選に向けた会員候補者及び連携会員候補者の選考のうち、生命科学分野に関すること
5	設置期間	時限設置 平成29年1月1日～平成29年9月30日
		常設
6	備考	

※調査審議事項の変更

選考委員会分科会の設置について

分科会等名 : 理学・工学選考分科会

1	所属委員会名	選考委員会
2	委員の構成	第三部の会員のうち、副会長、役員、選考委員会の委員並びに分野別委員会の委員長及び副委員長
3	設置目的	平成29年10月の改選に向けた会員候補者及び連携会員候補者の選考のうち、理学・工学分野に関する選考実務（候補者の審査）を行うことを目的として分科会を設置する。
4	審議事項	<u>現に活動する期が満了する月の翌月</u> の改選に向けた会員候補者及び連携会員候補者の選考のうち、理学・工学分野に關すること
5	設置期間	時限設置 平成29年1月1日～平成29年9月30日
		常設
6	備考	

※調査審議事項の変更

補欠の連携会員の選任の要望について

○提案内容

死亡により退任した戸塚靖則連携会員（第 23-24 期）について、後任者の選任を行うこととし、推薦を行う部を決定することとしたい。

（参考）

- 補欠の連携会員の選考手続について（平成 21 年 10 月 1 日第 82 回幹事会決定）（抄）
 - 1 退任する連携会員の専門分野に係る部は、幹事会に対して補欠の連携会員の選任を別紙様式 1 により要望することができる。
 - 2 幹事会は、前項の要望について審議し、必要があると認めるときは、補欠の連携会員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を依頼する部を決定する。
 - 3 会長は、幹事会の決定を受けて当該部に対し、候補者の推薦を依頼する。

要望書
(補欠連携会員候補者関係)

平成28年10月21日

会長 大西 隆 殿

第二部長 長野 哲雄

ご逝去により退任した戸塚靖則連携会員の後任者の補充について、下記の理由により必要であるので、補欠の連携会員の選任を行うよう要望します。

記

北海道大学名誉教授 戸塚靖則先生は、第21・22期の日本学術会議会員として歯学委員会を取り纏められておられましたが、誠に残念なことに平成28年5月28日にご逝去なされました。戸塚靖則先生は第23期では連携会員として歯学委員会病態系歯学分科会に属し、同分科会で精力的にご活躍なされておりました。

歯学委員会は基礎系歯学分科会、病態系歯学分科会、臨床系歯学分科会、歯学教育分科会の4つの分科会と、健康・生活科学委員会・歯学委員会合同の脱タバコ社会実現分科会を運営しており、戸塚靖則先生はご自分の所属された病態系歯学分科会だけではなく、他の分科会の活動にも大きな貢献をして下さっており、歯学委員会にとってなくてはならない存在でした。現在、歯学委員会では2つの「報告」(病態系歯学分科会より「大規模災害時における歯科医療の提供体制」、基礎系歯学分科会より「基礎歯科医学の多様性重要性」と1つの「答申」(歯学教育分科会より「歯学分野の参照基準」)を表出するための準備を進めております。戸塚先生はこれらの活動に精力的に貢献して下さっておりましたので、戸塚先生がご逝去されたことは、大きな痛手となっております。そのため、歯学委員会各分科会からの「報告」または「答申」の作成に精力的に活動して下さる連携会員の補充が必須であります。